

中部地方整備局

公共事業における 色彩・デザイン指針

【第1版】

要約版



国土交通省
中部地方整備局
《平成27年12月》

【目次】

総論編	1
1. 本指針について	1
2. 本指針の利用方法	2
3. 色彩・デザイン検討のチェックフロー	3
4. デザインの基本方針	4
5. 色彩計画	5
施設編	8
1. 河川・海岸・砂防・港湾	8
2. 道路・橋梁	9
3. 公園・公共建築物	10

良好な景観は、日々の保全活動や維持管理によって守られているものであり、また、調和のとれた街並みにしていくことや失われた自然を再生していくことも、日々の継続した取組によってなされる。このように、日々の積み重ねで、景観づくりに取り組んでいくことは、地域が将来にわたって持続可能で豊かに暮らせることにつながっていくものである。

また、景観の主役は地域の自然景観や人文景観であり、公共構造物は、原則、景観の脇役として地域の景観と調和する存在が望ましい。そのため、色彩やデザインの設計においては、誘目性（人目を引く性質）を弱めることを基本とする。

1. 本指針について

これまで通り、中部地方整備局所管公共事業における景観検討の実施要領『未来を拓く中部の景観づくり「実践編」』において、重点検討区分・標準検討区分に判定されるような比較的規模の大きい工事については、「新設・改築における色彩・デザイン指針」を参照しつつ、景観検討するものであるが、簡易区分として判定されるような維持管理・災害復旧等の工事については、原復旧を念頭に置いており景観への配慮が不足しがちであった。

そのため、このたび簡易検討区分の事業についても景観検討の取組みが実施できるように『小規模工事・維持管理等における色彩・デザイン指針』を策定したものである。

また、色彩・デザインの検討にあたっては、基本的には各事務所で策定した指針や県・市町で準拠すべき指針等がある場合はその指針を準拠するものとし、本指針は参考書として活用する。また、それらの手引きや指針がない場合には、本指針に準拠するものとする。

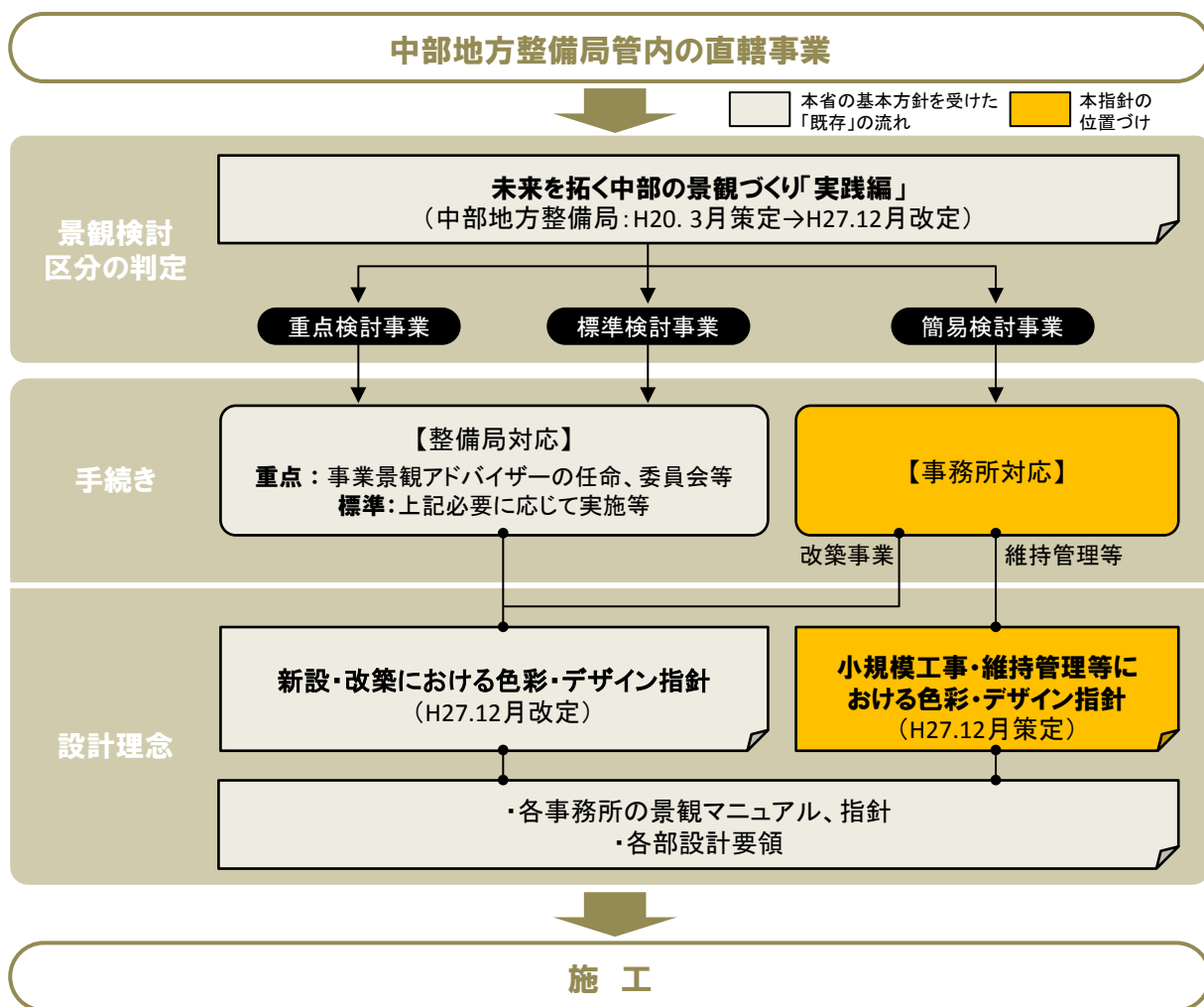


図-1 本指針の位置づけ

2. 本指針の利用方法

本指針は、設計段階での受注者との打合せにおける指示や色彩検討シート(業務編)作成、工事段階での受注者への指示や条件明示項目チェックリスト(工事編)作成の際に適用していくことが望ましい。

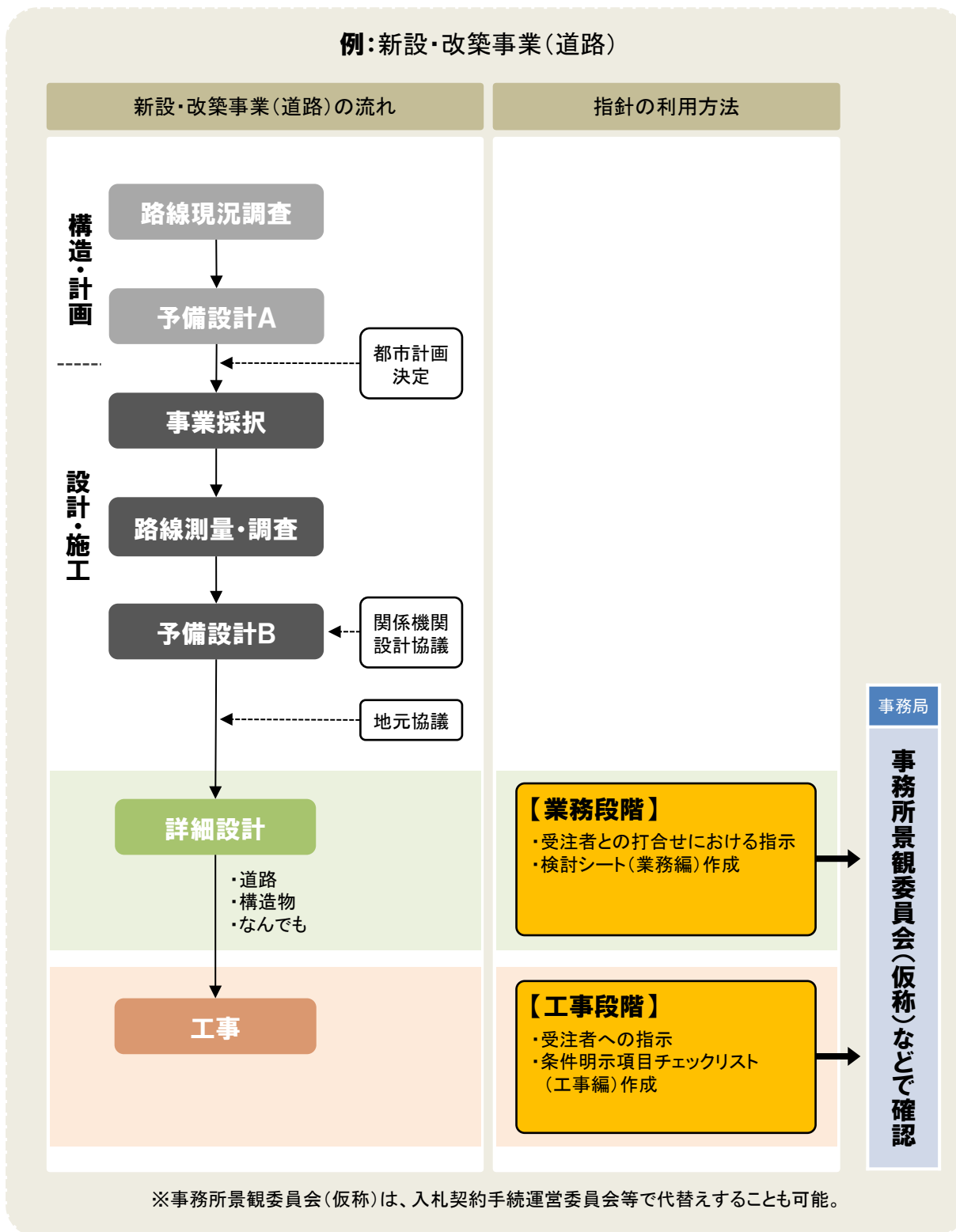
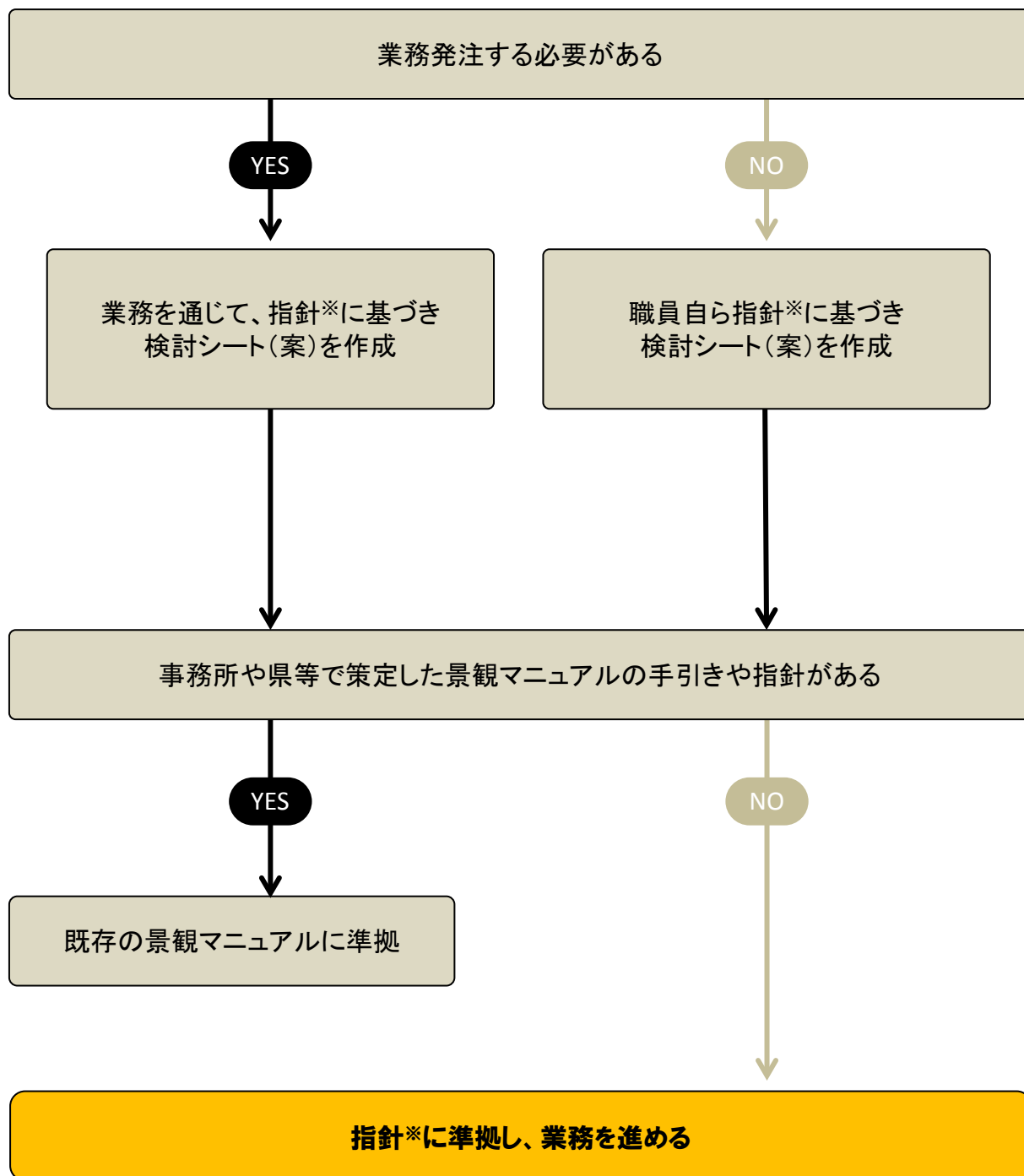


図-2 本指針の利用方法

3. 色彩・デザイン検討のチェックフロー

色彩・デザインの検討にあたっては、基本的には各事務所で策定した手引き・指針等に準拠するものとし、本指針は参考書として活用する。また、それらの手引きや指針がない場合には、本指針に準拠するものとする。



※小規模工事・維持管理等における
色彩・デザイン指針(H27.12)

図-3 色彩・デザイン検討のチェックフロー

4. デザインの基本方針

デザインの検討にあたっては、下記の6項目を基本方針とする。

- ◆ 景観に圧迫感を与えないように、過度な装飾は避けるべきである。
- ◆ 道路付属物については、道路交通の安全性を考慮し、設置が必要な区間の見直しや形状の統一、地域特性に応じたデザインの採用（土地利用、地形を考慮したデザイン等）、眺望を確保する透過性のあるデザインの採用も検討する。
- ◆ 維持管理、修繕工事は、長い年月をかけて、少しずつ取り組むものであるため、これまでの取組みや今後の取組み予定を勘案して、決定することが必要である。
- ◆ できる限り、前後区間との連続性に配慮し、一貫性のあるデザインを心がける。
- ◆ あくまで公共施設であり、脇役であることを踏まえると、個性的なデザインの採用は慎むべきである。個性的なデザインを採用する場合は、専門的視点からの検討を行った上でデザインすべきである。
- ◆ 色彩選定においては、周囲の環境に調和させる色彩を採用することが基本的な方針であるが、地域のランドマークやシンボルにするため、本指針推奨色以外を採用することがありえる。その際には、専門家を交えて検討することが望ましい。



堤防の素材を生かし、周辺景観と調和している事例



歩道橋の色が周辺環境と調和している事例

5. 色彩計画

5.1 地域景観の類型と色彩選定の方向性

維持管理においては、地域景観になじむように、著しく目立つことがないよう配慮することを前提とする。また、災害復旧等において、迅速かつ効率的に対応できるように、中部地方整備局管内の代表的な地域景観の類型ごとに色彩選定の方向性を設定するものとする。

表-1 地域景観の類型と色彩選定の方向性

地域景観の類型	景観の特徴	色彩選定の方向性
都市景観	・生活環境が集積しているため、景観全体が多様な構造物で形成されており、相互の距離が近い。また、オフィス街、商店街、住宅街など、特徴を持った多様な景観が連続する。	建築物や野外広告物など既存の色彩が多様であるため、景観の秩序を生み出すことを目指し景観を形成するグレー系やブラウン系のビル群や街路樹などと調和する基調色とする。
郊外・田園景観	開放的な空間を舞台に集落や河川・水路、里山が点在するのが田園景観の特徴である。	住居などの集積する空間、水辺や山裾などの自然豊かな空間などの特徴をとらえ、それらと調和する基調色とする。
山岳景観	土地利用が限定的であるため良好な景観や秩序ある自然環境が多く残されており、多くの場合、森林が背景となる。	背景に溶け込み、保全型の方向性を基本とし、森林や植物などの自然環境に調和する基調色とする。
河川景観	河川に沿って人や動植物が集まるため、都市河川であっても自然の表情が現れやすく、それが連続することが大きな特徴である。	できるだけ自然の風合いを持った素材を用い、景観の主役である水の表情を引き立てる色彩を目指し、河川の青や自然の緑に調和する基調色とする。
海浜・港湾景観	一般的な海浜景観は海に向けて一方向的に開放され、海面や島影、船舶などが特徴的な景観要素となる。	主役である海面の眺望を引き立てる色彩を目指し、海・空の青に調和する基調色とする。

5.2 構造物別の色彩選定の方向性

維持管理においては、地域景観になじむように、著しく目立つことがないよう配慮することを前提とする。
また、災害復旧等において、迅速かつ効率的に対応できるように、地域景観の類型ごとに色彩選定の方向性を設定するものとする。

❖ 連続して見られる構造物 表-2 連続して見られる構造物の色彩選定の方向性

地域景観区分	連続して見られる構造物	
	塗装面積大	塗装面積小
都市景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
郊外・田園景観	グレーベージュ② (10YR7.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
山岳景観	緑系グレー (5G5.0～6.0/1.0～2.0) グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークグレー (10YR3.0/0.2)
河川景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)※1、3	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
海浜・港湾景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)※1、3	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)

❖ 単体として見られる構造物 表-3 単体として見られる構造物の方向性

地域景観区分	単体として見られる構造物			
	塗装面積大	塗装面積小	支柱※2	
			直径318.5mm以上	直径318.5mm未満
都市景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)	亜鉛メッキ※3	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
郊外・田園景観	グレーベージュ② (10YR7.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)	亜鉛メッキ※3	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
山岳景観	緑系グレー (5G5.0～6.0/1.0～2.0) グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークグレー (10YR3.0/0.2)	亜鉛メッキ※3	ダークグレー (10YR3.0/0.2)
河川景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)	亜鉛メッキ※3	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)
海浜・港湾景観	グレーベージュ① (10YR6.0～8.0/1.0)	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)	亜鉛メッキ※3	ダークブラウン (10YR2.0/1.0)

※1 構造物の劣化への配慮が必要な箇所は亜鉛メッキも候補に加える。

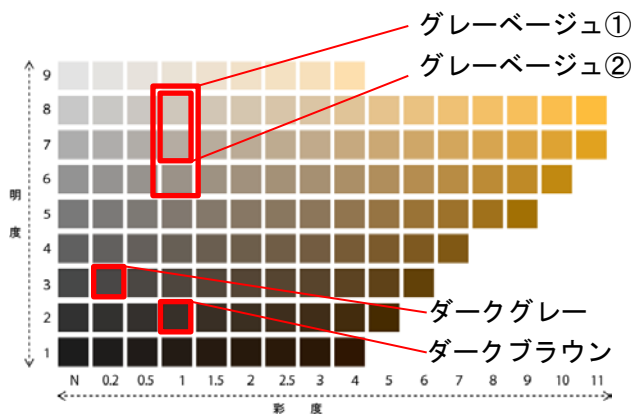
※2 標識柱については梁材、つなぎ材についても柱の色彩と同一とする。標識板裏面については支柱の色彩によらず、素材色(アルミニウム合金)とする。

※3 初期の光沢について景観上配慮が必要な場合は、リン酸亜鉛処理を施すことも検討する。

※4 隣接する構造物と色彩の一貫性を保たせるなど、周囲との連続性に配慮する。

5.3 色彩検討シート

■色見本(10YR)



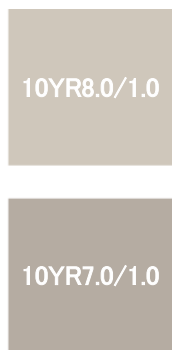
グレーベージュ①

10YR8.0/1.0

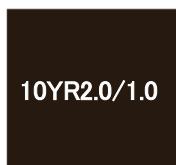
10YR7.0/1.0

10YR6.0/1.0

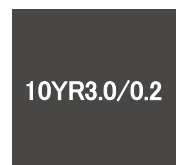
グレーベージュ②



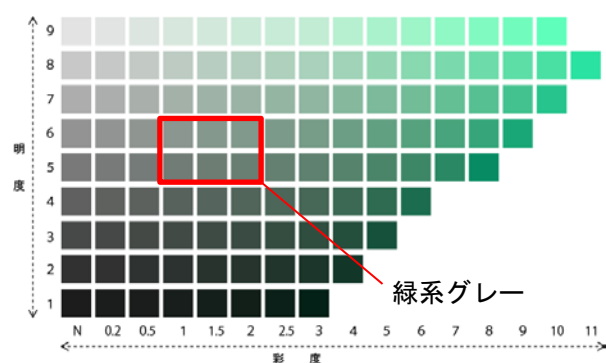
ダークブラウン



ダークグレー



■色見本(5G)



緑系グレー

5G6.0/1.0

5G6.0/1.5

5G6.0/2.0

5G5.0/1.0

5G5.0/1.5

5G5.0/2.0

※上記は標準的な色を示しているものであり、必要に応じて近隣の色を用いる事も検討出来る。

1. 河川・海岸・砂防・港湾

- ▶ 河川事業における景観配慮を図るためには、それぞれの河川について自然、歴史、地形、水質、治水・利水、暮らしとの関わり等に配慮した維持管理を行うことが望ましい。
- ▶ 海岸事業における景観配慮をはかるためには、海岸線等の周辺自然景観の保全及びそれらとの調和による良好な景観の形成に配慮した維持管理を行うことが望ましい。
- ▶ 砂防事業において景観配慮を図るためには、周辺環境、土地利用等に応じた施設の景観検討や自然の改変を抑えることに配慮した補修等を行うことが望ましい。

【主な留意点】

【参照ページ※】

- ❖ 構造物の素材や色彩に配慮する → p.4-18～4-24,4-43～4-46
- ❖ 構造物に装飾は控える → p.4-18～4-21,4-23,4-45
- ❖ 周辺の地形や風景になじむように配慮する → p.4-17,4-26
- ❖ 隣接する構造物との連続性を保つ → p.4-20,4-23,4-45
- ❖ 水際線等の境界の処理を工夫する → p.4-18,4-21,4-26
- ❖ 緑化に配慮する → p.4-17,4-25

※「小規模工事・維持管理等における色彩・デザイン指針」



護岸の素材に配慮し周辺景観との調和を図った事例



護岸の装飾の必要性について検討すべき事例

2. 道路・橋梁

- ▶ 道路事業において景観配慮を図るためには、沿道の景観や地域の景観資源を活かした「脇役」としての維持管理が望ましい。
- ▶ 橋梁事業において景観配慮を図るためには、橋梁自体の美しさや道路本体との視覚的な連続性に配慮し、周辺景観と馴染ませる維持管理を行うことが望ましい。

【主な留意点】

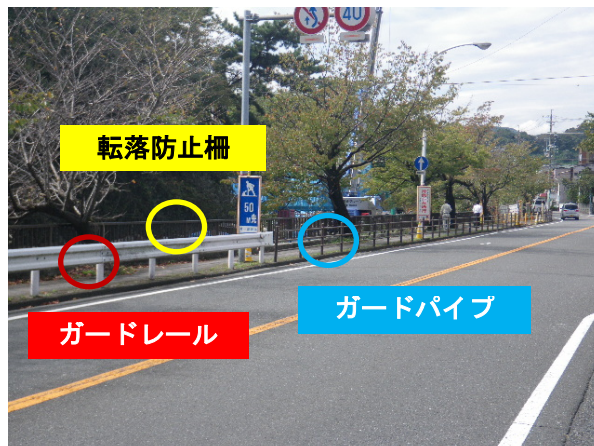
【参照ページ※】

- ❖ 構造物の素材や色彩に配慮する → p.4-27～4-29,4-32,4-34,4-38
- ❖ 構造物に装飾は控える → p.4-31,4-37
- ❖ 地域の景観特性を踏まえたデザインに配慮する → p.4-33
- ❖ 公共サインの配置やデザインに配慮する → p.4-35
- ❖ 横断歩道橋の柵の高さや透過性に配慮する → p.4-36
- ❖ 構造物の塗装方法を工夫する → p.4-38

※「小規模工事・維持管理等における色彩・デザイン指針」



透過性のある構造（ガードパイプ）で施工した事例



ガードレールとガードパイプが混在している事例

3. 公園・公共建築物

- ▶ 公園は、その多様な立地特性、利用特性、施設内容等に応じて、多様な景観を呈するが、特に地形、植物、水など自然要素が基調となっており、樹木の生長や四季の変化など時間とともに変化する景観である。また、利用する人々も景観構成要素となることが公園ならではの特性といえる。
- ▶ 公共建築物は、地域の景観を構成する重要な要素であるとともに、民間建築物の手本となるべき施設であり、維持管理にあたっては、地域の風土、歴史及び文化等の地域特性や自然環境を生かし、周辺の景観との調和に配慮しながら、良好な景観を形成することが望ましい。

【主な留意点】

【参照ページ※】

- ❖ 植栽の適切な管理に留意する → p.4-39,4-40
- ❖ 建築物や構造物の適切な管理に留意する → p.4-40
- ❖ 景観の価値を高める管理運営に努める → p.4-41,4-42
- ❖ 景観形成への参加を促す取り組みの導入に努める → p.4-42
- ❖ 形態及びデザイン、色彩、素材に配慮する → p.4-47

※「小規模工事・維持管理等における色彩・デザイン指針」



緑が引き立つ無彩色の広場の事例



背景の山と調和したデザインの事例

中部地方整備局
公共事業における色彩・デザイン指針 第1版
-要約版-

発行年月：平成27年12月

編集：中部地方整備局景観アドバイザー会議

発行者：国土交通省中部地方整備局企画部

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号

名古屋合同庁舎2号館

電話 052-953-8127
